

年金生活者支援給付金制度について

- 年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額（注）以下の年金受給者の生活を支援するために、年金とは別に支給されるものです。
（注）・老齢（65歳以上）：879,900円以下で、世帯全員が非課税
・障害／遺族：4,621,000円以下（単身者の場合※）
※扶養親族がいる場合は基準額が変わります。
- 新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方には「年金生活者支援給付金請求書」（ハガキ）を令和2年10月中旬頃からお送りしますので、必要事項を記入の上、お早めにご提出をお願いします。なお、継続して受給される方はお手続きは不要です。
※請求書（ハガキ）が届いていない方であっても、世帯構成等が変更となった場合、受給できる可能性がありますので、確認される場合は年金事務所へお問い合わせください。

一般的なお問い合わせは
『ねんきんダイヤル』へ



0570-05-1165

●050から始まる電話でおかけになる場合は
（東京）03-6700-1165

<受付時間>

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は午後7:00まで。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

- 代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要です。
- 休日明けや通知が届いた直後は、電話が非常に混雑します。ご了承ください。
- おかけ間違いには、十分ご注意ください。

ホームページでは年金に関する手続きのご案内、年金制度の概要、お近くの年金事務所の所在地などをご覧いただけます。

日本年金機構

検索

xxxx xxxx xxx

郵便はがき

料金後納
郵便

親展

大切なお知らせ

※内容をご確認いただき、確認後は大切に保管してください。

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水にぬれている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

年金振込通知書

(振込予定日) 令和 2 年 10 月 15 日

されたことにより、令和 年 月 と 令和 年 月 までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。

年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

振込先

各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）される額および控除後振込額

	令和 年 月 の支払額	令和 年 月から 令和 年 月 の 各期支払額	令和 年 月 の支払額	令和 年 月 の支払額
年金※1 支払額	円	円	円	円
介護 保険料額	円	円	円	円
※2	円	円	円	円
所得税額および 復興特別所得税額	円	円	円	円
個人※2 住民税額	円	円	円	円
控除後 振込額	円	円	円	円

※1 「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方は、遅延特別加算金を加算しています。

※2 右面の「年金から特別徴収する保険料等」をご覧ください。

※3 その他留意点については、右面の「注意事項」をご覧ください。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

振込予定日

年金の振込日は原則偶数月の15日です。ただし、15日が土日、祝日のときは、その直前の日となります。

【令和2年】	10月15日（8月・9月分）	12月15日（10月・11月分）
【令和3年】	2月15日（12月・1月分）	4月15日（2月・3月分）

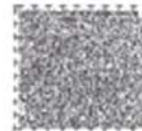
注意事項

- 各支払期に切り捨てられた端数の合計額が1円以上のときは、毎年2月期の年金支払額に、端数を加算してお支払いします。
- 左面の「年金振込通知書」に令和3年4月の支払額の記載のない方は、支払額の変更が予定されている方です。
- 特別徴収する額や振込額、振込先などに変更があった場合は、改めて「年金振込通知書」をお送りします。

年金から特別徴収する保険料等

- 日本年金機構は市区町村からの依頼に基づき、年金から介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）、個人住民税を特別徴収しています。
- 各支払期に特別徴収する額は、変更となる場合もありますので、市区町村から送付される通知書をご確認ください。
- 後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）の納付方法の変更については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。
- 後期高齢者医療保険料額には、令和2年度における軽減特例の見直し反映されています（詳細は市区町村から別途通知しています）。

年金から特別徴収する保険料（税）額等に関する情報は、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



※右のマークは音声コードです。
目の不自由な方に、この通知書に関する情報を音声でご案内するものです。